

地震保険料控除の新設について

居住者が特定の損害保険契約等に係る（火災保険に付帯される）地震等損害部分の保険料や掛金等を支払った場合は、一定の金額を「地震保険料控除」として所得控除できます。これに伴い、損害保険料控除は廃止になります。ただし、経過措置として平成18年12月31日までに契約した長期損害保険料（満期返戻金があり、保険期間10年超の契約）については、引き続き控除が受けられます。短期損害保険料控除は廃止になります。所得税は平成19年分より、住民税は平成20年度より適用されます。

○対象となる地震保険の要件

地震保険料控除の対象となる地震保険契約には、次の要件が全て必要です。

- ①居住者又は居住者と生計を一にしている配偶者その他の親族が所有している、常時その居住の用に供する家屋・生活用動産（家財）を保険や共済の目的とする契約であること
- ②地震・噴火又は津波等を原因とする火災・損壊等による損害額をてん補する保険金や共済金が支払われるもの

○申告の手続き

保険料控除を受ける場合には、地震保険料控除証明書を申告書に添付するか、又は申告の際に提示してください。ただし、年末調整で控除した場合は必要ありません。

○控除額計算表

支払った保険料等の合計額－剰余金・割戻金の合計額＝A

保険料等の区分	所得税の控除額	個人住民税の控除額
①地震等損害保険契約に係る保険料等	A ≤ 50,000の場合 A	A × 1/2 (最高限度額25,000)
	50,000 < Aの場合 50,000	
〔経過措置〕 ②長期損害保険契約に係る保険料等	A ≤ 10,000の場合 A	A ≤ 5,000の場合 A
	10,000 < A ≤ 20,000の場合 A × 1/2 + 5,000	15,000 < A ≤ 15,000の場合 A × 1/2 + 2,500
	20,000 < Aの場合 15,000	15,000 < Aの場合 10,000
③両方がある場合 (複数の契約)	①、②それぞれ計算した金額の合計額（最高限度50,000）	①、②それぞれ計算した金額の合計額（最高限度25,000）
④短期損害保険料	控除の対象にはならない	控除の対象にはならない

- ⑤一つの保険契約で①と②のいずれも該当する場合（経過措置の適用される火災保険に地震保険を付帯している契約）は、どちらか一方の控除を選択の上適用します。

償却資産の申告は1月31日(木)まで

固定資産税は、土地や家屋のほか償却資産（事業用）の所有者に対して課税されます。

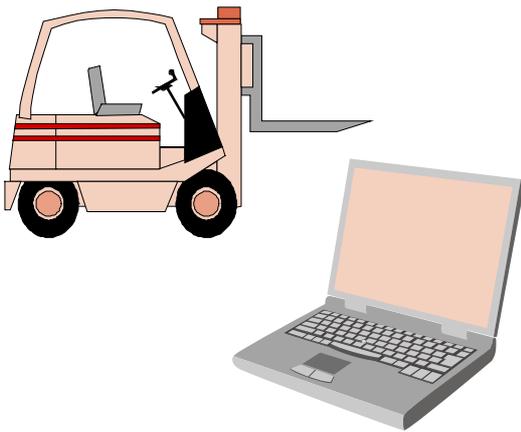
平成20年1月1日現在、町内に償却資産を所有している人は、1月31日（木）までに申告してください。

▼申告の対象となる資産

- 平成20年1月1日現在、町内に存在する事業用資産（土地、家屋を除く）のうち、減価償却費が損金や必要経費に算入される資産で次のようなもの。
- ・構築物（門、塀、看板、駐車場の舗装路面等）
- ・機械、装置及びこれに付帯する設備
- ・船舶（ボート、釣船等）
- ・車両（フォークリフト等、ただし自動車税、軽自動車税対象車両は除く）
- ・工具、器具、備品（机、椅子、パソコン、陳列ケース等）

* 申告用紙は税務課にあります。なお、平成19年に申告のあった人には12月中に申告書を送付しておりますが、届いていない場合にはご連絡ください。

▼問い合わせ先 税務課 資産税係 ☎9123



建物を取り壊したら

固定資産税は毎年1月1日現在、土地・家屋・償却資産を所有している人に課税されます。

町では、家屋の新增築・取り壊しの調査に努めていますが、特に取り壊しの場合、把握できないことがありますので、家屋を取り壊した人又は取り壊す予定のある人は、税務課まで連絡くださいますようお願いいたします。

▼問い合わせ先＝

税務課 資産税係 ☎9123